

縁むすびプロジェクト企画運営業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この実施要領は、安城市が発注する「縁むすびプロジェクト企画運営業務」の委託契約の相手方となる候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

縁むすびプロジェクト企画運営業務

(2) 業務場所

安城市内

(3) 業務内容

「縁むすびプロジェクト企画運営業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 提案上限額

総額 金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法、会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (4) 次の国税及び県税、市税（提案者の事業所の所在が安城市の場合）が未納でないこと。

ア 国税

(ア) 法人

法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 個人

申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 県税

(ア) 法人

法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割

(イ) 個人

個人事業税及び自動車税種別割

(5) 過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）に、官公庁（国、地方公共団並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注の結婚支援イベント企画運營業務を元請として履行した実績があること。

(6) 公告の日から審査実施日までの間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 日程

日程は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告	令和6年3月28日（木）
質問書の提出期間	令和6年4月1日（月）～4月10日（水）午後5時
質問書への回答	令和6年4月12日（金）
参加表明書の提出期間	令和6年4月1日（月）～4月15日（月）午後5時
企画提案書の提出期間	令和6年4月17日（水）～4月30日（火）午後5時
プレゼンテーション審査	令和6年5月13日（月）～5月16日（木）
選定結果通知発送	令和6年5月23日（木）
契約の締結	令和6年5月下旬

5 参加手続

(1) 質問

ア 提出方法

質問書（様式5）を「11 連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に提出すること。電子メールの件名は、「【質問者名】縁むすびプロジェクト企画運營業務質問書」とし、電子メール送信後は、必ず電話で到達確認を行うこと。

イ 提出期限

令和6年4月10日（水）午後5時必着

ウ 質問に対する回答

質問者の名称等を伏せた上で、令和6年4月12日（金）までに回答を安城市公式ウェブサイト（本実施要領が記載されているページ）にて公表する。

(2) 参加表明

ア 提出書類

様式については、安城市公式ウェブサイト（本実施要領が記載されているページ）からダウンロードすること。

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

(エ) 本市の入札参加資格を有していない者は、合わせて以下の書類を提出すること。

a 法人の場合

(a) 履歴事項全部証明書

(b) 各納税証明書

b 個人の場合

(a) 身分証明書

(b) 登記されていないことの証明書

(c) 各納税証明書

イ 提出部数

各正本1部

ウ 提出期間

令和6年4月1日（月）午前9時～令和6年4月15日（月）午後5時必着

エ 提出先

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市 企画部 企画政策課 プロジェクト推進室 プロジェクト推進係

オ 提出方法

持参（土・日曜日を除く午前9時から午後5時までの間に限る。）又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）なお、提出にあたっては、4月12日（金）午後5時までに、「11 連絡先」へ提出の旨を電話連絡すること。

カ 参加資格の確認

参加資格の確認の結果、失格者がいる場合は、令和6年4月17日（水）をめぐりに、その旨を当該失格者の参加申込書に記載された連絡先電子メールアドレス

レス宛に通知する。

(3) 企画提案

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

a 様式

- (a) 表題は「縁むすびプロジェクト企画運営業務企画提案書」とし、提案者の名称を記載すること。
- (b) A4判長辺綴じ30ページ以内（表紙及び目次は、ページ数に含まない。）で、両面印刷にて作成すること。A3判の用紙を使用する場合は、1面を2ページとカウントし、片面印刷とすること。
- (c) 文字サイズは、11ポイント以上とすること。ただし、注記については11ポイント未満の使用を認める。
- (d) ページ番号を付記すること。位置は問わない。

b 構成

企画提案書に記載する項目は以下のとおりとし、「別紙1 評価項目及び配点」に掲げる内容を踏まえて作成すること。なお、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げられるよう、企画提案を行うこと。

提案書記載項目			内容
1 業務に対する考え方	1	基本方針	・業務の目的を踏まえ、受託に向けた考え方及び具体的な取組方針を示すこと
2 企画提案	1	結婚支援イベント	・仕様書に記載する「4業務の概要（1）結婚支援イベントの企画・運営」について、企画案を示すこと ・募集定員や実施回数・時期・場所、プログラム内容等を示すこと
	2	結婚支援セミナー	・仕様書に記載する「4業務の概要（2）結婚支援セミナーの企画・運営」について、企画案を示すこと
	3	フォローアップ相談	・仕様書に記載する「4業務の概要（3）フォローアップ相談の企画・運営」について、企画案を示すこと
	4	広報	・仕様書に記載する「4業務の概要（4）広報の企画・運営」について、企画案を示すこと
3 業務体制	1	実施体制	・統括責任者及び担当者、並びに当該業務を実施する組織体制を記載すること

			・業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者等がある場合は、その連携内容についても記載すること
--	--	--	---

c その他

専門用語をできるだけ避け、理解できる内容とすること。やむを得ず専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付すこと。また、写真、挿絵、図面等を有効に使い、視覚的に分かりやすい構成とすること。

(イ) 見積書及び見積内訳書

縁むすびプロジェクト企画運営業務に要する費用の総額を見積書（様式4）に記載すること。見積書には代表者印を押印すること。また、見積書の金額の内訳を見積内訳書（様式任意）に記載し、添付すること。

イ 提出部数

（ア）は6部（正本1部、副本5部）、（イ）は正本1部を提出すること。また、電子データ一式をCD-RやDVD-R等で提出すること。

ウ 提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時必着

エ 提出先・提出方法

5（2）参加表明の提出と同様とする。

なお、提出にあたっては、4月26日（金）午後5時までに、「11 連絡先」へ提出の旨を電話連絡すること。

(4) 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等軽微な修正は、発注者に事前連絡し、承諾を得た場合は修正できる。

6 プレゼンテーション審査

(1) 日時・会場

プレゼンテーション審査は、令和6年5月13日（月）～5月16日（木）に実施する。時間や会場等の詳細は、該当者に別途通知する。

(2) 内容（目安）※実際の時間構成は別途通知する。

ア 発表（20分）

イ 質疑応答（10分）

(3) 説明者

会場に入場できる者は、3名までとする。説明者は、本業務を実際に行う者を主とすること。

(4) その他

ア 発注者が用意するプロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルを使用し、提出した企画提案書を用いて説明すること。パソコンは参加事業者が用意し、接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

イ 質疑に対する回答は、プレゼンテーション審査内で回答すること。

ウ 発注者は、プレゼンテーション審査の内容を録音することができる。

7 選定

縁むすびプロジェクト企画運營業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等に基づき、最も優れた企画提案をした者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

(1) 選定方法

ア 別紙1により審査を行う。

イ 各選定委員の評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と判定した委員を多く獲得した者を優先交渉権者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。

ウ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

エ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

(2) 選定結果

選定結果は、令和6年5月23日（木）に文書を発送し通知するとともに、市公式ウェブサイトで公表する。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

(1) 提出書類が提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合

(2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、記載すべき事項以外の内容が記載されている等の不備がある場合

(3) 提出書類に虚偽の記載がある場合

この場合は、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要

綱（平成7年4月1日施行）に規定する入札参加資格停止措置を行うことがある。

- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 見積書（様式4）に記入された金額に消費税及び地方消費税を含めた金額が提案上限額を超えた場合
- (6) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合（ただし、プレゼンテーション審査を都合により実施しなかった場合を除く。）
- (7) 内容の問い合わせ等に応じなかった場合
- (8) 本プロポーザルの公告後、選定委員に働きかけがあったと認められた場合
- (9) その他選定委員会において不相当と認められた場合

9 契約

発注者は、優先交渉権者を契約候補者として特定し、企画提案に基づき、業務の履行に必要な具体の履行条件など協議と調整を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点の者と協議を行う。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る説明会は行わない。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等の費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。辞退しても、それを理由として今後の業務において不利益な取扱いを受けることはない。
- (5) 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて任意で追加資料を求めることがある。
- (6) 選定の経緯については、公表しない。
- (7) 選定結果に対する異議申立ては、受け付けない。
- (8) 提出された書類及び電子データは返却しない。
- (9) 提出された書類及び電子データは、参加者に無断で他の用途に使用しない。
- (10) 提出された書類及び電子データは、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (11) 本業務実施において、選定された優秀提案者の企画提案に拘束されない。
- (12) 本プロポーザルにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本通貨、計量単位は計

量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

1.1 連絡先

(1) 安城市 企画部 健康=SDGs課 企画政策係

(令和6年3月31日まで)

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電話 0566-71-2204

FAX 0566-76-1112

電子メール kikaku@city.anjo.lg.jp

(2) 安城市 企画部 企画政策課 プロジェクト推進室 プロジェクト推進係

(令和6年4月1日から)

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電話 0566-71-2285

FAX 0566-76-1112

電子メール kikaku@city.anjo.lg.jp

別紙1

評価項目及び配点

区分	評価項目	評価の視点 指標	配点
基本方針	業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針が本事業の目的に沿っていて、その目的を達成することが期待できるか 	5点
企画提案	結婚支援イベント	<ul style="list-style-type: none"> 事業趣旨・目的を踏まえ、参加者同士が十分に交流でき、マッチング率が高まる工夫がなされているか 多くの方に応募してもらえるような、魅力的で独創的な企画となっているか 本市の魅力が伝わる企画となっているか 実施手法が的確で、実現可能な企画となっているか 	25点
	結婚支援セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業趣旨・目的を踏まえ、結婚活動のスキルアップにつながる企画となっているか 講師の質は確保されているか 	10点
	フォローアップ相談	<ul style="list-style-type: none"> 事業趣旨・目的を踏まえ、イベント後の活動の成果につながる企画となっているか 相談員の質は確保されているか 	15点
	広報	<ul style="list-style-type: none"> 多くの方に応募してもらえるような、PR効果の高い企画となっているか 社会全体で出会いや結婚を祝福する機運の醸成につながる企画となっているか 	10点
実施体制	業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> 人員配置、組織体制、業務実績等、円滑な業務実施が期待できる実施体制であるか 本事業を遂行するために必要な専門知識や経験を十分に有しているか 	10点
プレゼン	業務に対する姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 業務に対する熱意・積極性が感じられるか 説明がわかりやすく説得力があるか 質問に対する回答が適切か 	5点
価格	価格評価	<ul style="list-style-type: none"> 最低見積価格/当該業者の見積価格×20点 	20点
合 計			100点